

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市営自転車等駐車場の駐車の拒否
根拠条例・規則名		さいたま市営自転車等駐車場条例
条 項		第 1 1 条第 1 号から第 4 号まで
所 管 部 課		都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課 (電話:048-829-1399)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>市長は、次のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。</p> <p>(2) 駐車場の構造又は管理上駐車を不相当と認めたとき。</p> <p>(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) そのほか、市長が特に必要があると認めたとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 0 年 7 月 1 5 日最終改正
備 考		上記理由の駐車の拒否が、申請による駐車場の利用の不許可の場合、不利益処分に当たらない(さいたま市行政手続条例第 2 条第 5 号イ)ことに注意。